

11. 登録の取消し等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「投信法第216条第1項の規定による投信法第187条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分」を受けた場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準に該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該処分による営業収益の減少見込額が、直前営業期間の営業収益の10%に相当する額以上

※ 投資法人の営業期間が6月であるときは、「各営業期間」を「各特定営業期間（1の特定営業期間（連続する2営業期間をいう。）の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「直前営業期間の営業収益」を「直前2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えてください。

【上場規程第1213条第2項第1号b（k）、施行規則第1229条第1項第5号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、運用状況に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 行政庁による法令に基づく処分には、上場REITの発行者である投資法人の運営、業務の基礎として必要な行政庁の免許、認可又は登録の取消処分（更新できなかった場合を含む。）、その全部又は一部の停止命令などを含みます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 処分を受けた日
- b. 処分を行った行政庁の名称
- c. 処分を受けるに至った経緯
- d. 処分の内容
- e. 今後の見通し
 - ・ 当期以降の運用状況に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期運用状況の予想及び前期実績

- ・ 参考として、当期運用状況の予想（免許の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分若しくは行政庁による法令違反に係る告発に際して当期運用状況予想を新たに算出した場合には、新たな予想の内容）及び前期実績を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、免許の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「運用状況の予想の修正」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。